

大分県有料老人ホーム立入検査実施要領

第1 趣旨

この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号、以下「法」という。）第29条第11項の規定に基づく有料老人ホーム（以下「施設」という。）に対する立入検査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 検査の目的

立入検査は、法及び大分県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成23年4月1日施行）等の規定に照らし、改善を要すると認められる事項について必要な助言、指導等を行うことにより、施設の適正な運営及び入居者等に対するサービスの質の向上を図ることを目的とする。

第3 検査方法

- (1) 立入検査は、一般検査と特別検査により実施する。
- (2) 一般検査は、毎年度定める実施方針及び実施計画により施設を選定し実施する。
- (3) 特別検査は、施設の管理運営、入居者への処遇に関する苦情、通報があった場合、その他、一般検査の指導によっても改善が見込まれないなど入居者の利益に重大な支障を及ぼしていると疑うに足りる理由がある場合に実施する。

第4 実施方法

- (1) 検査は、当該施設内において、施設長又はこれに準ずる責任者からの聴き取りにより行う。
- (2) 一般検査は、原則として、高齢者福祉課職員2名以上で実施する。
- (3) 特別検査は、指導の内容により、高齢者福祉課職員又は保護・監査指導室職員2名以上で実施する。
- (4) 介護給付費の適正化、虐待防止の観点から必要があると認められる場合は、関係市町村と連携し実施できるものとする。
- (5) 検査を行うにあたっては、第1号様式により、原則として2週間前までに通知する。ただし、特別検査を行う場合には、事前に通知することなく実施する。
- (6) 検査を行うにあたっては、老人福祉法施行規則（昭和38年7月11日厚生省令第28号）第5条の2第3項に規定される身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する。

- (7) 検査においては、施設において日常の業務に用いられている書類の提示を求めることとし、検査のための事前調書等は、毎年度策定する実施計画により定めるものとする。
- (8) 検査における助言、指導等は「立入検査における評価基準（別添）」により行う。

第5 検査結果

- (1) 検査の結果は、別に定める「有料老人ホームチェックリスト」により取りまとめるものとする。
- (2) 検査の結果については、法第29条第13項の規定により改善命令を発する場合又は同条第14項の規定により事業の制限若しくは停止命令を発する場合を除き、第2号様式により通知し、指摘事項がある場合は、第3号様式により、原則として2ヶ月以内の期限を付して改善状況報告を求めるものとする。
- (3) 毎年度終了後立入検査の結果をまとめ、大分県高齢者福祉課のホームページに掲載し公表するとともに、必要に応じ集団指導を実施するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成23年12月 1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成25年 4月18日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年 3月 1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

第 1 号様式

高齡福第 号
平成 年 月 日

(有料老人ホーム事業主体の長) 殿

大分県知事 印

有料老人ホーム立入検査の実施について (通知)

貴法人が運営する有料老人ホームについて、適正な施設運営及び入居者処遇等が図られることを目的として、老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 29 条第 1 項の規定に基づく立入検査を下記のとおり実施するので通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 日 時
- 3 検 査 員
- 4 対 応 者
施設長又は施設長に準ずる職員及び検査に対応できる職員
- 5 事前提出書類
- 6 立入検査当日に準備すべき書類
- 7 その他

第 2 号様式

高齢福第 号
平成 年 月 日

(有料老人ホーム事業主体の長) 殿

大分県知事 印

有料老人ホーム立入検査の結果について (通知)

老人福祉法第 29 条第 1 項の規定に基づき平成 年 月 日に実施した
「(施設名)」に係る立入検査の結果について別紙のとおり通知します。

※指摘事項がある場合は以下の文言を追加する。

つきましては、「指摘事項」に対する処理報告を別添第 3 号様式により、
平成 年 月 日 () までに提出してください。

(別紙)

有料老人ホーム立入検査の結果について
(施設名)

指摘事項(要回答)	根拠規定等

(注)「指摘事項」は別添通知で定められた期日までに、処理結果を回答するとともに、処理結果の内容を証する資料を添付してください。

指導事項	根拠規定等

(注)「指導事項」については処理結果について、文書による回答は必要ありませんが、次回検査の際に改善結果を確認しますので遺漏のないようよろしくお願いいたします。

第 3 号様式

第 号
平成 年 月 日

大分県知事

殿

(有料老人ホーム事業主体の長) 印

有料老人ホーム立入検査の結果に対する処理報告について

平成 年 月 日付け高齢福第 号で通知のあった、「指摘事項」に対する処理報告を別紙のとおり提出します。

(別紙)

有料老人ホーム立入検査の結果に対する処理報告について
(施設名)

指 摘 事 項	処 理 結 果

(注) 処理結果の内容を証する資料を添付すること

立入検査における評価基準

大分県有料老人ホーム立入検査実施要領に基づき指摘、指導等する際の標準的な区分を以下のとおり設定する。

評 価	内 容	処 理
指 摘	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法又は大分県有料老人ホーム設置運営指導指針等に抵触しており、施設の運営、入居者の処遇に著しく影響する事項 ・前回立入検査の指導事項のうち改善されていない事項 <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書、契約書の不備 ・会計帳簿、領収書等の不備 ・サービス提供記録の不備 ・身体拘束に関する記録の不備 ・事故に関する記録の不備 ・サービス内容に関する事項 ・運営懇談会に関する事項 ・入居者等に対するハラスメント ・消防計画に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果通知書により通知する。 ・理事会等の議決を経た改善報告書の提出を求める。
指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法又は大分県有料老人ホーム設置運営指導指針等に抵触している事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果通知書により通知する。 ・理事会等への報告を求め改善状況は次回検査において確認する。
助 言	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県有料老人ホーム設置運営指導指針等に抵触するため改善が望まれる軽微な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の際に口頭により実施。助言内容については、別に定める「有料老人ホームチェックリスト」により復命する。